諮問番号：令和３年度諮問第４９号

答申番号：令和４年度答申第　２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

□□□福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和元年５月２１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（ただし、令和元年５月分の保護申請に係る処分。以下「本件処分１」という。）及び同日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分（ただし、平成３１年４月分の保護申請に係る処分。以下「本件処分２」といい、本件処分１と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

薬も増えて精神的に不安定な日々を送っている。審査請求人の二男（以下「二男」という。）にはお年玉も渡せないぐらいで、毎日おどおどしながら生活しており、二男との今後の生活がとても不安である。普通に生活できるようにしてほしい。

本件処分は不当であり、取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分１について

本件処分１についてみると、処分庁は、審査請求人が令和元年５月１３日、処分庁に対し行った、二男が通院する歯科（以下「Ａ歯科」という。）への通院に係る移送費の支給申請（以下「本件申請１」という。）について精査した結果、二男がＡ歯科に一人で通院したことを確認したため、２人分の医療移送費の申請は虚偽の申請であると判断したことを理由として、本件処分１を行ったことが認められる。

そこで、本件処分１に至る経過についてみる。

①処分庁は、審査請求人の移送費の申請内容に虚偽があったとして、審査請求人に対し、今後、全ての扶助費の申請について、改ざん、虚偽のない書類を提出し、正しく申告することを指導事項とする指導指示書（以下「本件指導指示書」という。）を平成３１年４月１１日付けで交付したこと、②令和元年５月１３日、処分庁は、二男のＡ歯科への同月分の移送費の申請を受理し、本件申請１は、審査請求人が付添いしたとして２人分の申請であったこと、申請書に添付されていた同月の通院証明書には二男が同月１０日に通院した旨及び金額の記載があったこと、③同月１５日、処分庁が、Ａ歯科に対し、同月１０日の二男の受診時における審査請求人による付添いの有無を問い合わせたところ、Ａ歯科は二男のみの受診であり、審査請求人の付添いはなかった旨回答したこと、④同月１５日、処分庁は、障害者自立支援センターの担当者（以下「支援担当者」という。）から、審査請求人が支援担当者に対し、二男を学校まで迎えに行き通院に付き添ったと述べていた旨の連絡を受けたことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、二男のＡ歯科への令和元年５月分の移送費の申請に当たり、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和３６年９月３０日社発第７２７号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第３の９（３）アに規定する事前の申請ではなく、通院の事後に申請し、医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成２０年４月４日社援保発第０４０４００１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）５（１）に規定する二男の通院証明書を添付し、通院証明書には金額の記載はあったものの領収書等の添付はなく、また、審査請求人が、支援担当者に対し、二男の通院に付き添った旨述べていたことは、支援担当者から処分庁への伝聞としては認められたものの、処分庁が、審査請求人に対して本件指導指示書を交付した経緯を踏まえ行ったＡ歯科への問合せにおいて、Ａ歯科は審査請求人の付添いはなかった旨回答しており、審査請求人が二男の通院に付き添ったことが事実であることを証する資料はない。

以上のことからすると、処分庁が審査請求人に対し、局長通知第３の９（３）アのとおり、事前申請が原則であり、領収書等の添付が必要であること等の医療移送費の申請方法をどの程度具体的に伝えていたかについては判然としないものの、審査請求人が二男の通院に付き添ったことが事実であることを証する資料はなく、また、Ａ歯科の回答に不自然又は不合理な点は見当たらないことから、審査請求人が二男の通院に付き添ったと認めることは困難であると言わざるを得ない。

したがって、本件申請１は虚偽の申請であるとして、本件申請１を却下した処分庁の判断に誤りは認められない。

（２）本件処分２について

本件処分２についてみると、処分庁は、審査請求人が令和元年５月１３日、処分庁に対し行った、二男が通院するクリニック（以下「Ｂクリニック」という。）への通院に係る移送費の支給申請（以下「本件申請２」といい、本件申請１と併せて「本件申請」という。）について精査した結果、代理の者が受診したことを確認したため、２人分の医療移送費の申請は虚偽の申請であると判断したことを理由として、本件処分２を行ったことが認められる。

そこで、本件処分２に至る経過についてみる。

①処分庁は、審査請求人の移送費の申請内容に虚偽があったとして、審査請求人に対し、本件指導指示書を平成３１年４月１１日付けで交付したこと、②令和元年５月１３日、処分庁は、二男のＢクリニックへの平成３１年４月分の移送費の申請を受理し、本件申請２は、審査請求人が付き添いしたとして２人分の申請であったこと、申請書に添付されていた同月の通院証明書には二男が同月１８日に通院した旨及び金額の記載があったこと、③令和元年５月１６日、処分庁が、Ｂクリニック及び支援担当者に対し、平成３１年４月１８日の二男の受診時における審査請求人による付添いの有無を問い合わせたところ、両者は支援担当者が代理受診した旨回答したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、本件申請２に当たり、本件申請１と同様に通院の事後に二男の通院証明書を添付して申請し、通院証明書には金額の記載はあったものの領収書等の添付はなく、処分庁が、審査請求人に対して本件指導指示書を交付した経緯を踏まえ行ったＢクリニック及び支援担当者への問合せにおいて、両者は支援担当者が代理受診した旨回答しており、審査請求人が二男の通院に付き添ったことが事実であることを証する資料はない。

以上のことからすると、審査請求人が二男の通院に付き添ったことが事実であることを証する資料はなく、また、Ｂクリニック及び支援担当者の回答に不自然又は不合理な点は見当たらないことから、審査請求人が二男の通院に付き添ったと認めることは困難であると言わざるを得ない。

したがって、本件申請２は虚偽の申請であるとして、本件申請２を却下した処分庁の判断に誤りは認められない。

（３）まとめ

以上を踏まえると、法第１５条、法第２７条第１項、局長通知第３の９（１）、（２）、（３）ア、（４）ア及びイ並びに課長通知５の（１）及び（２）に照らし、処分庁が行った本件処分に違法又は不当はない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年３月　１日　　諮問書の受領

令和４年３月　３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月１７日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：３月１７日

令和４年３月２９日　　第１回審議

令和４年４月２５日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１５条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として第１号から第６号を掲げ、第６号は「移送」と定めている。

（２）法第２７条第１項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

（３）局長通知第３の９（１）は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。（後略）」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（４）局長通知第３の９（２）は、「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。」とし、給付の範囲としてアからクを示し、アとして「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」と記している。

（５）局長通知第３の９（３）アは、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」と記している。

（６）局長通知第３の９（４）アは、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費（医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当等も含む。）（後略）」と記している。

（７）局長通知第３の９（４）イは、「当該料金の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」と記している。

（８）課長通知５の（１）は、「被保護者から事後的に通院証明書を提出させ、移送の給付対象とした日数と差異がないか、レセプトに記載された日数と差異がないか確認すること。それにより、通院日数が移送の給付対象とした日数より過少であった場合については、乗車券又は費用の返還等必要な措置を講じること。（後略）」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

（９）課長通知５の（２）は、「移送に要した費用については、領収書（レシート）によりその金額を確認すること。（中略）ただし、不正受給に該当する場合又はそれが疑われる場合については、速やかに関係先調査を実施し、不正受給を行ったケースに対しては生活保護法第７８条に基づく費用徴収、特に悪質なケースについては告発を検討するなど、厳正な対応を行うこと。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）処分庁は、平成２８年３月２０日付けで、審査請求人及び二男に対し、法による保護を開始した。

（２）平成３１年４月１１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、本件指導指示書を通知した。

本件指導指示書には、「あなたの世帯に対しては、医療移送費の申請について適切な添付書類を提出するよう指導・指示してきました。しかし、平成２９年５月から平成３０年１１月までの医療移送費の申請において、添付書類の偽造があり、そのうち、平成２９年５月から平成３０年９月までの一部の医療移送費について、法第７８条が適用されました。このような状態では、これまでのように生活保護法の適用を続けることはできなくなりますので、つきましては、同法第２７条第１項の規定によりあらためて下記のとおり指示します。（中略）１　指導事項・内容　今後、すべての扶助費の申請について、改ざん、虚偽のない書類を提出し、正しく申告すること。２　履行期限　なし（後略）」と記載されている。

（３）令和元年５月1３日、支援担当者は処分庁を訪れ、本件申請を行った。

令和元年５月分の保護申請である本件申請１の申請書には、Ａ歯科が発行した、二男に係る同月分の通院証明書が添付されており、同月１０日の欄にＡ歯科の印が押印され、欄外には、「２２０×４＝８８０　２２０×４＝８８０　計１，７６０」と記載されている。

平成３１年４月分の保護申請である本件申請２の申請書には、Ｂクリニックが発行した、二男に係る通院証明書が添付されており、同月１８日の欄にＢクリニックの印が押印され、欄外には、「２２０×４＝８８０　１９０×４＝７６０　計１，６４０」と記載されている。

また、令和元年５月1３日のケース記録票には、「（前略）二男の□□□クリニック〔Ｂクリニック〕４月分と□□歯科〔Ａ歯科〕５月分の移送費申請受理。主〔審査請求人〕は付き添いしたとのことで２名分の申請あり。□□歯科については学校から直接行った等曖昧であるため、再度、経路を確認してほしいと依頼。（後略）」と記載されている。

（４）令和元年５月１５日、処分庁はＡ歯科に架電し、二男の同月１０日の受診時に審査請求人の付添いの有無について確認した。

同日のケース記録票には、「（前略）その日は長男（原文のまま）のみの受診であったとのこと。二男が２枚通院証明書を持ってきたので理由を問うも二男は分からず主〔審査請求人〕に聞くこともなかったので主が付き添っていなかったのは確実と話される。５月１０日のみの通院証明書を長男(原文のまま)に渡した（中略）〇後刻、□□□〔障害者自立支援センター〕□□氏〔支援担当者〕より受電。（中略）二男の□□歯科通院付き添いについて、主に再度確認したところ、主が学校まで迎えに行き、付き添いしたと言っているとのこと。（後略）」と記載されている。

（５）令和元年５月１６日、処分庁はＢクリニックに架電した。

同日のケース記録票には、「二男の４月１８日の移送費申請について確認。（中略）その日は□□□□□氏が代理受診で薬を取りにきた。証明書は後日、申請があり通院証明書を発行したとのこと。代理受診であるので本来は発行できないと説明したとのこと。○□□□□□氏より受電。（中略）□□□クリニックの代理受診について確認する。４月１８日は、二男が学校で遅くなり、主は体調悪く代理受診できず、□□氏が頼まれたとのこと。（後略）」と記載されている。

（６）令和元年５月１７日、処分庁はケース診断会議を行った。

同日のケース記録票には、問題点として「（前略）令和元年５月１３日、主より５月１０日に□□歯科(中略)、４月１８日□□□クリニックに受診した際の通院移送費（公共交通機関）の申請があった。（中略）５月１４日、□□歯科に架電。５月１０日の通院は二男のみであったこと〔を〕確認した。また、５月１６日、□□□クリニックへ架電。４月１８日の通院は、主、二男とも来院せず代理の者（□□□と思われる）が通院したと確認した。（中略）主に対して指導指示書〔本件指導指示書〕を発行しておりこの度の通院移送費の申請は指導指示違反と考えられる。２つの申請〔本件申請〕について。却下をして正しい申請書を提出してもらうのか。弁明の機会を付与するのか。（中略）今後同じように虚偽の申請があった場合の対応についてご教授いただければと思います。」と、診断の結果として「医療移送費の申請については却下する。指導指示違反であるため弁明の機会を付与する。（後略）」と記載されている。

（７）令和元年５月２１日付けで、処分庁は本件処分を行った。

本件処分１の通知書の別紙には、本件処分１の却下理由の欄に「（前略）□□歯科〔Ａ歯科〕への医療移送費の申請について、福祉事務所〔処分庁〕で精査した結果、（二男）（中略）が１人で通院したことを確認したため、２人分（中略）の医療移送費の申請は虚偽の申請であると判断しました。(後略)」と記載されている。

また、本件処分２の通知書の別紙には、本件処分２の却下理由の欄に「（前略）□□□クリニック〔Ｂクリニック〕への医療移送費の申請について、福祉事務所で精査した結果、代理の者〔支援担当者〕が受診したことを確認したため、２人分（中略）の医療移送費の申請は虚偽の申請であると判断しました。(後略)」と記載されている。

（８）令和元年５月２３日付けで、処分庁は審査請求人に対して「弁明の機会の付与について（通知）（以下「弁明通知書１」という。）」を通知した。

弁明通知書１には「あなたについては、生活保護法第６２条第３項の規定により、保護の変更、停止又は廃止の処分を予定しております。つきましては（中略）弁明の機会を与えますので通知します。なお、正当な理由がなく出頭しないときは、弁明を待たず（中略）保護の変更、停止又は廃止の処分をすることがあります。（中略）１弁明の機会を付与した理由及び予定される不利益処分の原因となる事実　平成３１年４月１１日付指導指示書〔本件指導指示書〕に違反したため（中略）２弁明の日時　令和元年６月１１日（火）午前１０時３０分（後略）」と記載されている。

（９）令和元年６月７日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１０）令和元年６月２１日付けで、処分庁は審査請求人に対して「弁明の機会の付与について（通知）（以下「弁明通知書２」という。）」を通知した。

弁明通知書２には「あなたについては、生活保護法第６２条第３項の規定により、保護の変更、停止又は廃止の処分を予定しております。つきましては（中略）弁明の機会を与えますので通知します。なお、正当な理由がなく回答しないときは、弁明を待たず（中略）保護の変更、停止又は廃止の処分をすることがあります。（中略）１弁明の機会を付与した理由及び予定される不利益処分の原因となる事実　平成３１年４月１１日付指導指示書〔本件指導指示書〕に違反したため（中略）２弁明を出頭ではなく文書にて行います。必ず自筆による回答をお願いします。回答書に回答してください。（後略）」と記載されている。

（１１）令和元年６月２６日、審査請求人は処分庁に「回答書（以下「本件回答書」という。）」を提出した。

本件回答書には、本件申請１に至った理由、経過の説明を求める旨の質問に対する回答欄に「元々（中略）通院は同行していました。高校生になったから独立の意味をもたすために（中略）公園に行ってまっていました。（中略）歯科に一言いっとけば良かったと思いました。」と、本件申請２に至った理由、経過の説明を求める旨の質問に対する回答欄に「（前略）私の間ちがえでした。」と記載されている。

３　判断

（１）医療移送費の給付の取扱いについて

前記１（１）のとおり、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、必要な範囲内において行われるものであり、移送にかかる費用が含まれる。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）として、局長通知及び課長通知を定めている。

これらの処理基準によれば、①前記１（３）のとおり、局長通知第３の９（１）は、移送の給付については、個別にその内容を審査するものと、②前記１（８）のとおり、課長通知５の（１）は、被保護者から事後的に通院証明書を提出させ、移送の給付対象とした日数と差異がないか、レセプトに記載された日数と差異がないか確認することと、③前記１（９）のとおり、課長通知５の（２）は、不正受給に該当することが疑われる場合については、関係先調査を実施することとしている。

（２）本件処分１について

本件処分１に至る経過についてみると、①前記２（２）のとおり、平成３１年４月１１日付けで、処分庁は、審査請求人の医療移送費の申請内容に虚偽があったとして、審査請求人に対し、本件指導指示書により、今後、全ての扶助費の申請について、改ざん、虚偽のない書類を提出し、正しく申告することを通知したこと、②前記２（３）のとおり、令和元年５月１３日、処分庁は、二男のＡ歯科への同月分の通院に審査請求人が付き添ったとして、２人分の医療移送費の支給を求める本件申請１を受けたこと、③前記２（４）のとおり、同月１５日、処分庁が、Ａ歯科に対し、同月１０日の二男の受診時における審査請求人による付添いの有無を問い合わせたところ、Ａ歯科は二男のみの受診であり、審査請求人の付添いはなかった旨回答したこと、④前記２（４）のとおり、同日、処分庁は、支援担当者から、審査請求人が支援担当者に対し、二男を学校まで迎えに行き通院に付き添ったと述べていた旨の連絡を受けたことが認められる。

一方で、審査請求人が二男のＡ歯科への通院に付き添ったことを証する資料はなく、また、本件処分後ではあるが、前記２（１１）のとおり、審査請求人は本件回答書において、審査請求人はＡ歯科に二男の付添いをしなかった旨を処分庁に回答している。

これらのことからすると、審査請求人は、前記１（５）の局長通知に示された事前の申請ではなく、事後に申請を行っていることから、処分庁が、局長通知で保護の実施機関に求められている医療移送費の申請方法に係る周知を審査請求人に対してどの程度行っていたかについては判然としないものの、処分庁は、本件指導指示書により、審査請求人に対して、全ての扶助費の申請について、改ざん、虚偽のない書類を提出し、正しく申告することを求めていたところ、本件申請１を受け、Ａ歯科及び支援担当者に確認を行い、審査請求人がＡ歯科に付き添った事実は認められない旨確認したこと及び審査請求人自ら、Ａ歯科に二男の付添いをしていなかった旨を処分庁に回答していることから、処理基準に照らして、本件申請１を却下する旨決定した処分庁の判断に不合理な点は認められないと言うべきである。

（３）本件処分２について

本件処分２に至る経過についてみると、①前記２（２）のとおり、平成３１年４月１１日付けで、処分庁は、審査請求人の医療移送費の申請内容に虚偽があったとして、審査請求人に対し、本件指導指示書により、今後、全ての扶助費の申請について、改ざん、虚偽のない書類を提出し、正しく申告することを通知したこと、②前記２（３）のとおり、令和元年５月１３日、処分庁は、平成３１年４月分の二男のＢクリニックへの通院に審査請求人が付き添ったとして、２人分の医療移送費の支給を求める本件申請２を受けたこと、③前記２（５）のとおり、令和元年５月１６日、処分庁が、Ｂクリニック及び支援担当者に対し、平成３１年４月１８日の二男の受診時における審査請求人の付添いの有無を問い合わせたところ、両者は支援担当者が代理受診した旨回答したことが認められる。

一方で、審査請求人が二男のＢクリニックへの通院に付き添ったことを証する資料はなく、また、本件処分後ではあるが、前記２（１１）のとおり、審査請求人は本件回答書において、本件申請２は「私の間ちがえでした。」と回答しており、その意図するところは、審査請求人がＢクリニックの通院に二男の付添いをしていなかった旨を認めるものであると解される。

これらのことからすると、本件申請１と同様に、処分庁が、医療移送費の申請方法に係る周知を審査請求人に対してどの程度行っていたかについては判然としないものの、処分庁は、本件指導指示書により、審査請求人に対して、すべての扶助費の申請について、改ざん、虚偽のない書類を提出し、正しく申告することを求めていたところ、本件申請２を受け、Ｂクリニック及び支援担当者に確認を行い、Ｂクリニックには支援担当者が代理で受診した事実を確認したとして、移送費の支給申請を却下する旨の本件処分２を行っていること及び審査請求人自ら、Ｂクリニックに二男の付添いをしなかった旨を処分庁に回答していることから、処理基準に照らして、本件申請２を却下する旨決定した処分庁の判断に不合理な点は認められないと言うべきである。

（４）本件申請が「虚偽」のものであるとの判断について

前記２（７）の本件処分に係る各通知書の記載理由にあるとおり、処分庁は、本件申請を虚偽の申請であると判断し、本件処分を行ったものと認められる。

しかしながら、前記２（４）、（５）のとおり、処分庁は、本件処分を行うにあたり、審査請求人に対して、通院の付添いの有無を確認することなく、受診先の医療機関及び支援担当者に問い合わせて審査請求人が二男に付き添っていなかったこと又は支援担当者の代理受診であったことの確認を行ったのみであり、このことをもって、本件申請を「真実のようにみせかけること」を意味する「虚偽」の申請であると判断したことは、その調査・検討に慎重さが欠けていたのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

ただし、前記２（１１）のとおり、審査請求人自身もＡ歯科及びＢクリニックへの二男の付添いを行わなかった旨を認めている以上、本件申請は事実に基づかない支給の申請であったことは明らかであり、本件申請に係る保護費の申請を却下した処分庁の判断は妥当であると言えるから、上記のとおり調査・検討の過程に一定の慎重さの欠如が認められるとしても、それのみをもって、本件処分が取り消されるべきほどの違法又は不当となるものではない。

（５）まとめ

以上のとおり、本件処分は、法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　衣笠　葉子